

## 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

- 1 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度
  - 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 別紙1
- 2 ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置
  - ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置について 別紙2
  - ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置の事務の流れ等 別紙3
  - 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度のユニット型個室に係る特例措置実施要綱 別紙4
- 3 これまでに寄せられた主な質問に関する考え方  
(平成17年10月施行関係：平成17年9月7日追加分)  
社会福祉法人減免制度の見直し 別紙5

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施についての新旧対照表

新	旧
<p>低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について</p> <p>(略)</p> <p>(別添 2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1 目的 低所得で生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体 市町村</p> <p>3 実施方法 (1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、<u>当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。</u></p> <p>(2) <u>軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費(滞在費)に係る利用者負担額とする。</u> <u>特に指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外となることを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。</u></p>	<p>低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について</p> <p>(略)</p> <p>(別添 2) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱</p> <p>1 目的 低所得で特に生計が困難である者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を減免することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。</p> <p>2 実施主体 市町村</p> <p>3 実施方法 (1) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、<u>法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長(法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事)及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。</u></p> <p>(2) <u>申出を受けた都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長は、当該法人が提供するサービスの利用者が居住する市町村に対して、申出があった旨を連絡する。</u></p> <p>(3) <u>対象となるサービスは、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における施設サービスとする。</u> <u>なお、減免の対象には、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設並びに小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所及び一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所においてユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用も含まれる。</u></p>

(3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。

(5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（高齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

(4) 減免の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、特に生計が困難である者とする。「特に生計が困難である者」とは、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者その他これに準ずると市町村が認めた者とする。

(5) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。

なお、生活保護受給者については、減免措置が社会福祉法人等の負担を基本としているものであることから、対象としない。

(6) 減免の程度は、利用者負担の1/2軽減から免除までとする。申請者の収入の状況等を勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。

(7) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を減免した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（減免対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に係る利用者負担を減免する社会福祉法人については、減免総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が5%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

## 4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行うものとする。

その際、特別養護老人ホームに入所する利用者負担第2段階の者の施設サービスに係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営営する他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外となることから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、特別養護老人ホームについて、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。

## 4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の減免措置の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減措置の適用をまず行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行うものとする。

ただし、利用するサービスが指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスである場合であって、当該サービスを1月を通じて受けているものについては、介護保険制度における高額介護サービス費の適用を行った後、本事業に基づく軽減措置を行うことができるものとする。この場合にあつては、社会福祉法人等は、確認証に基づき減免された後の利用料を利用者から受領するとともに、本来受領すべき利用者負担額を証明するものとし、利用者は、これを高額介護サービス費の請求の際に市町村に提示して支給を受けた額を当該法人に返還するものとするなど、適切な方法により利用者負担の軽減を図るものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営営する他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 町村部における特別養護老人ホームのように、入所者の多くが複数の市町村に分散している場合には、都道府県（指定都市、中核市）を中心に、関係市町村で相談し、できる限り関係市町村すべてにおいて対応することが望ましい。
- (5) 本事業の実施主体は市町村であるが、都道府県（指定都市、中核市）を通じて社会福祉法人等からの助成の申請を受け付けるとともに、都道府県（指定都市、中核市）は、関係市町村に対し助成額の配分について意見をいうものとする。

## ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置について

### 1. 趣 旨

- 介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、平成17年10月から介護保険施設の介護報酬が改定され、居住費、食費については保険給付の対象外となる。
- 居住費については、居住環境の違いに応じ、介護報酬（施設介護サービス費）から一律に控除されることとなり、ユニット型個室の場合は、直近の経営実態調査に基づく平均的な居住費（減価償却費＋光熱水費）等を勘案し、月額6万円/人（特養については平成15年報酬改定時に既に1.2万円が控除されているので、これを勘案し4.8万円）が報酬から減額される。
- 一方、現行のユニット型特別養護老人ホームの中には、居住費として既に5～6万円程度の額を設定している施設もあり、こうした施設が報酬改定による影響を利用者負担に転嫁しようとした場合、低所得者層（利用者負担第1段階～3段階）にも、特別室料など、新たな保険外負担を相当求めざるを得なくなる可能性が高い。
- 低所得者層については、今般の制度改正においても補足給付制度の創設により居住費負担の増加を緩和している趣旨を踏まえ、ユニット型特養の低所得者層の負担増の激変緩和を図る観点から、平成18年4月の介護報酬改定までの間の暫定措置として、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を講ずる。

### 2. 具体的内容

#### (1) 対象施設

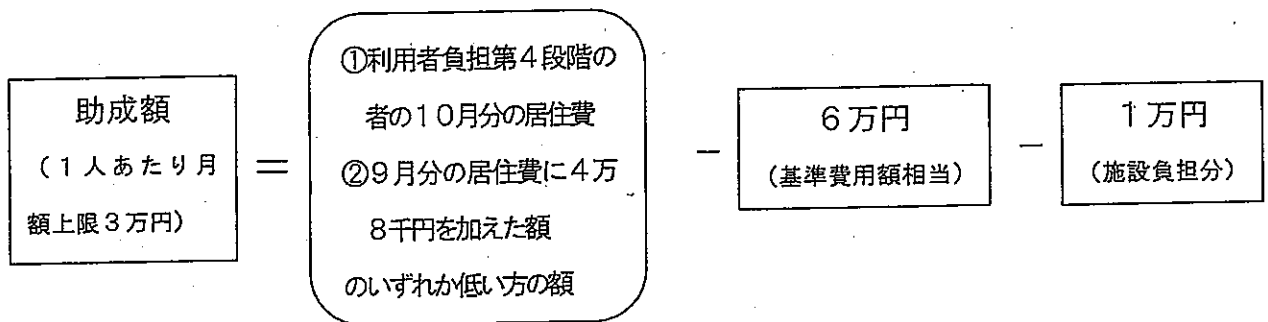
- ユニット型特別養護老人ホームであって、
  - ① 利用者負担第4段階の者の10月分の居住費月額又は
  - ② 9月分の居住費月額に介護報酬改定による報酬減額分相当（4万8千円）を加算した額のいずれか低い額が、特定入所者介護サービス費に係る居住費の基準費用額（6万円）を上回る額が1万円を超える施設。

## (2) 実施主体

ユニット型特別養護老人ホーム入所者の保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）

## (3) 助成の範囲及び負担割合

- 施設からの申請に基づき、利用者負担第1段階～第3段階までの者につき、次の算定方法によって公費による助成を行う。なお、助成額は1人あたり月額3万円を上限とする。



- 負担割合

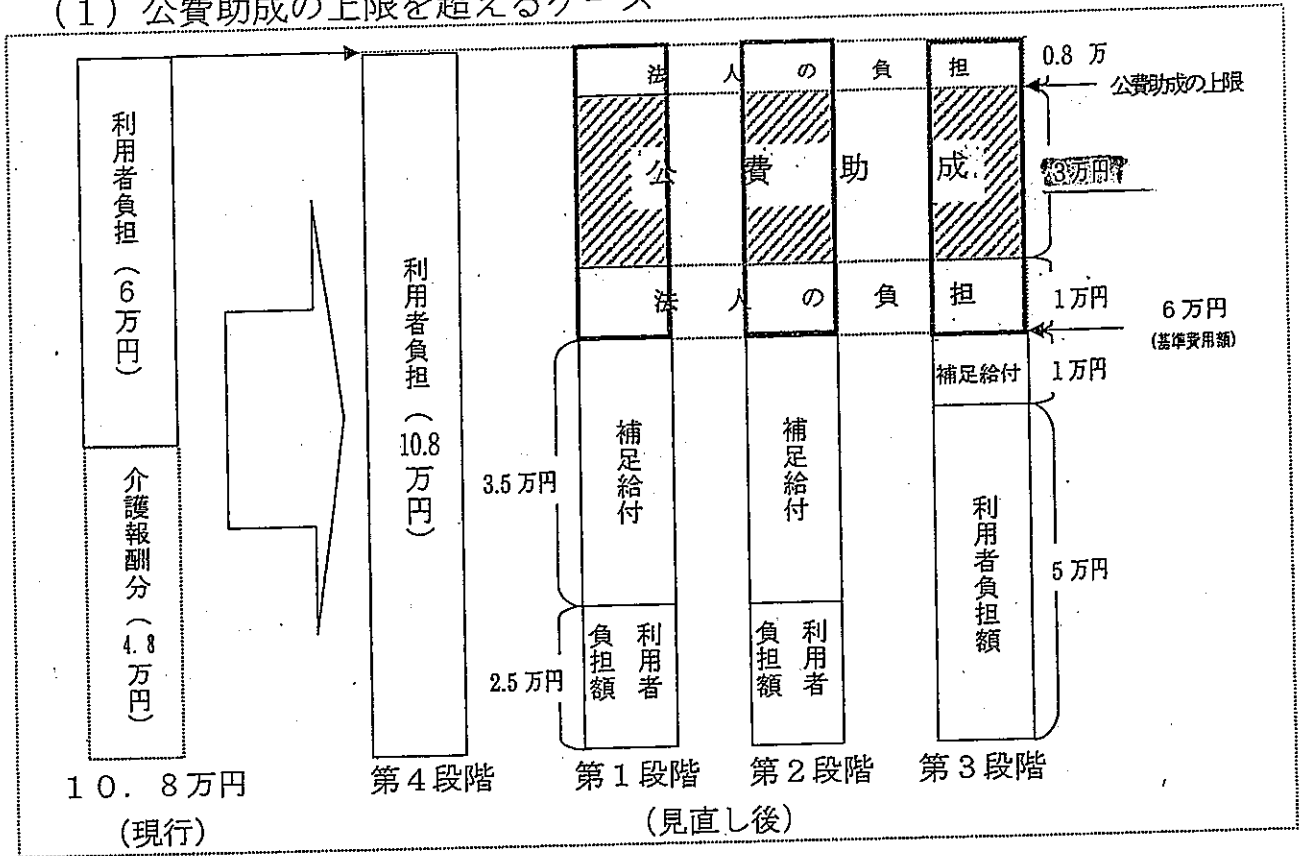
国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## (4) 留意事項

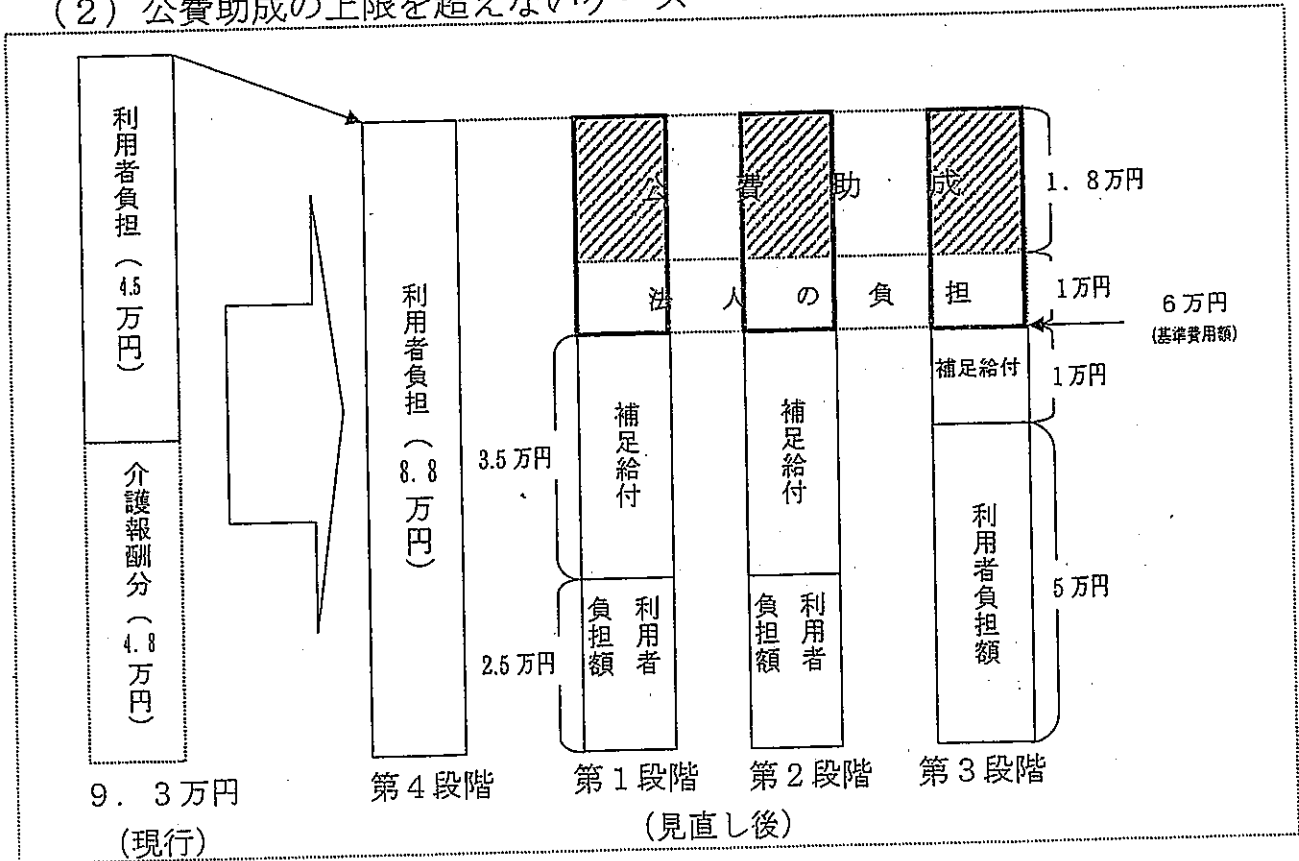
- 対象施設は、助成対象者から特別室料を徴収してはならないこととする。
- 上記の措置は平成18年3月31日までの経過措置とする。

# ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置

## (1) 公費助成の上限を超えるケース



## (2) 公費助成の上限を超えないケース



ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の  
特例措置の事務の流れ等

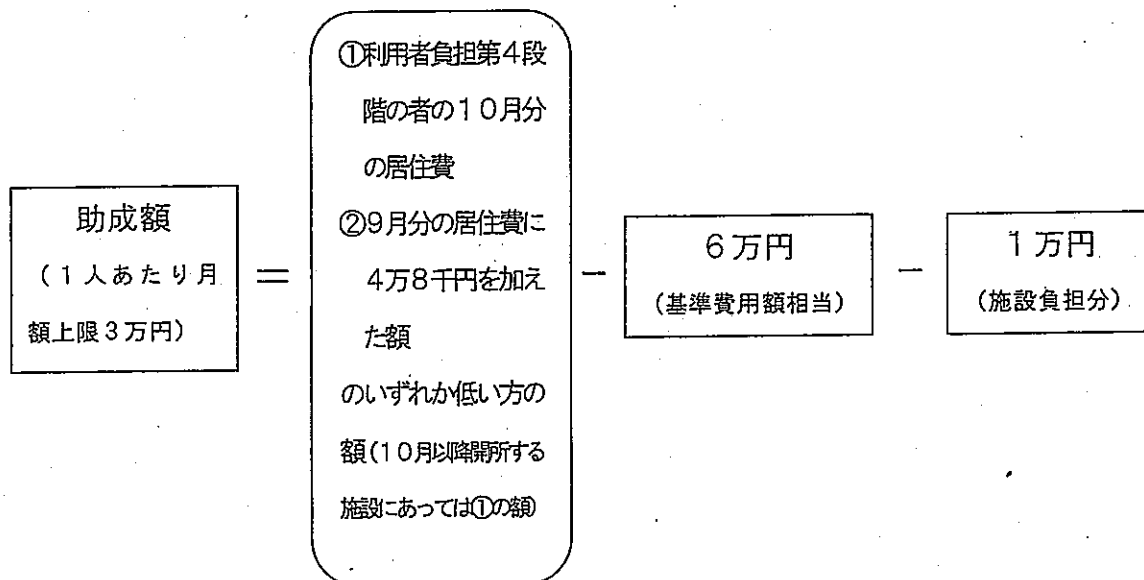
1 事務の流れ

(1) 本制度を実施しようとする社会福祉法人等は、特例措置を行う施設所在地の都道府県知事及び施設入所者の保険者である市町村の長に対して、以下の事項について申出を行う。（申出書の様式は別添様式 1 参照）

- ① 利用者負担第 4 段階の者の 10 月分の居住費及び 9 月分の居住費  
（10 月以降開所する施設にあつては、開所後の居住費のみ）
- ② 10 月 1 日現在（これ以降に開所する施設にあつては申出時）の軽減対象者（利用者負担第 1 段階から第 3 段階の者）の人数

(2) 施設は、次の助成額の算定方法に基づき、軽減対象者毎に助成費を算定し、それぞれの保険者（市町村）分にとりまとめて助成額を申請する。（申請書の様式は別添様式 2 参照）

○助成額の算定方法



注 ①及び②の居住費については、居住費の日額×30.4 とする。

- (3) 保険者は施設からの申請を踏まえ、助成金を概算で交付する。
- (4) 施設は、特例措置終了後、事業実績（居住費の額、軽減対象者の人数等）を保険者に報告し、助成金の精算を行う。

なお、精算に当たっては、軽減対象者が一月を通じて施設に入所していない場合は、上記式中の助成額に入所日数/30.4 を乗じて助成額を算定する。



## 2 実施にあたっての留意事項

- ・ 施設は、この特例措置による軽減を受ける者から、特別な室料を徴収してはならない。
- ・ この特例措置により利用者負担第3段階以下の者が公費助成の対象となる施設において、入所者の費用負担能力や利用者全体の負担の均衡等を勘案し、各施設の負担により、利用者負担第4段階の者について個別に居住費の軽減を行うことは差し支えない。

## 3 実施スケジュール

### 平成17年

9/7 (水)	都道府県基準担当者・監査担当者会議 開催
9月末日まで	各施設から都道府県・市町村へ届出期間
10月初旬	
～10月半ばまで	市町村から都道府県へ助成申請期間
10月末日まで	都道府県から国へ助成申請期間
11月上旬	内示
11月末日まで	交付決定

### 平成18年

3月末日	特例措置終了
4月初旬	
～4月半ばまで	各施設から保険者への事業実績報告
5月半ばまで	精算手続期間

平成 年 月 日

知事（市町村長）殿

申請者 所在地  
名 称

印

ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置  
実施申出書（例）

ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置の実施に当たり、下記のとおり申出ます。

記

施設の名称	所在地	利用者負担 第4段階入所者の		軽減 対象者数
		10月分 居住費	9月分 居住費	

以上

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者 所在地  
名称

印

### ユニット型個室に係る社会福祉法人軽減制度の特例措置 助成金申請書 (例)

標記の助成金として、次の金額を交付されたく申請します。

- 1. 交付申請額 円
- 2. 内訳書

施設の名称	被保険者番号	軽減対象者 氏名	利用者負担 第4段階入所者の		助成額 (月額)
			10月分 居住費	9月分 居住費	
				合計	

以上

※ 助成額は下記の方法に基づき、算定します。

利用者負担第4段階入所者の「10月分居住費」と「9月分居住費+4万8千円」を比較し、いずれか低い額から7万円(基準費用額相当6万円+施設負担相当1万円)を控除した額を助成額とする。

ただし、1人当たりの助成額は月額3万円を上限とする。

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る  
利用者負担額軽減制度のユニット型個室に係る特例措置実施要綱

1 目的

介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の施行に伴い、平成17年10月から介護保険施設の介護報酬が改定され、居住費及び食費については保険給付の対象外となる。

居住費については、居住環境の違いに応じ、介護報酬（施設介護サービス費）から一律に控除されることとなるが、現行のユニット型特別養護老人ホームの中には、居住費として既に相当程度の額を設定している施設もあり、こうした施設が報酬改定による影響を利用者負担に転嫁しようとした場合、低所得者層（利用者負担第1段階から第3段階）にも、特別室料など、新たな保険外負担を相当求めざるを得なくなる可能性が高い。

低所得者層については、今般の制度改正においても補足給付制度の創設により居住費負担の増加を緩和している趣旨を踏まえ、ユニット型特別養護老人ホームの低所得者層の負担増の激変緩和を図る観点から、平成18年4月の介護報酬改定までの暫定措置として、社会福祉法人による利用者負担軽減制度を活用した特例措置を講ずる。

2 実施主体

ユニット型指定介護老人福祉施設及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設（以下「ユニット型施設」という。）入所者の保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）

3 実施方法

- (1) 本措置の対象となるユニット型施設は、利用者負担第4段階の者の平成17年10月分の居住費月額（居住費の日額に30.4を乗じたものとする。以下同じ。）又は平成17年9月分の居住費月額に平成17年10月介護報酬改定による報酬減額分相当（4万8千円）を加算した額のいずれか低い額（10月以降開設する施設にあっては、平成17年10月以降の居住費月額。以下「基準居住費」という。）が、特定入所者介護サービス費に係る居住費の基準費用額（6万円）を上回る額が1万円を超える施設とする。
- (2) 本措置を実施しようとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供するユニット型施設の所在地の都道府県知事及び施設入所者の保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 市町村は、本措置を実施するユニット型施設に対して、基準居住費から7万円（特定入所者介護サービス費に係る基準費用額（6万円）と施設負担相

当（1万円）の合計額）を差し引いた額について、本措置を実施する社会福祉法人等に対して、本措置の対象者1人当たり月額3万円を上限に助成する。

(4) 本措置の対象者は、本措置の対象となるユニット型施設に入所している者であって、居住費に係る利用者負担段階が第1段階から第3段階までの者とする。

(5) 市町村は、施設の申請内容に基づき、助成金額を概算払いすることとし、本措置終了後にこれを精算するものとする。

なお、精算に当たり、本措置の対象者が一月を通じてユニット型施設に入所していない場合にあつては、助成額に当該月の入所日数/30.4を乗じて得た額を助成するものとする。

#### 4 留意事項

- (1) 施設は本措置対象者から、特別な室料を徴収してはならない。
- (2) 本措置は平成18年3月31日をもって終了する。

これまでに寄せられた主な質問に関する考え方  
(平成17年10月施行関係：平成17年9月7日追加分)

社会福祉法人減免制度の見直し

(問1) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度の対象とする費用は、1割負担、食費、居住費の全てを対象とする必要があるのか。

特に利用者負担第2段階については、高額介護サービス費における利用者負担の上限額が引き下げられたが、1割負担に対する軽減も必須か。

(答)

- 1 今般の施設給付の見直しは、食費・居住費が保険給付の外に出るというものであることから、特別養護老人ホームについては、原則として1割負担、食費、居住費の全てについて、軽減の対象とすることが必要である。
- 2 ただし、利用者負担第2段階については、高額介護サービス費の見直しにより利用者負担の上限額が1万5千円に引き下げられており、本制度による軽減を行わなかったとしても、利用者負担が変わらない場合がほとんどである。
- 3 したがって、利用者負担第2段階については、軽減を行う社会福祉法人の負担に配慮し、1割負担について軽減の対象外として運用して差し支えないこととする。

(参考)

多床室に入所する要介護5(941単位/日)の方の場合

	施設サービス費 月額	1割負担	社福軽減 (1/4) 後	高額介護 サービス費 支給後
社福軽減 あり	28.6万円	2.9万円	2.1万円	1.5万円
社福軽減 なし	28.6万円	2.9万円	—	1.5万円

(問2) 収入要件の「年間収入」について、事業収入等にかかる必要経費は、収入から控除して認定することは可能か。

(答)

年間収入の算定においては、所得税の算定において必要経費と認められるものについて、収入額から控除して認定できることとする。

(問3) 利用者負担割合が5%以下の旧措置入所者であっても、ユニット型特別養護老人ホーム入所者については、その居住費について旧措置入所者の負担軽減の対象とはなっていないが、この居住費について本制度による軽減の対象となるのか。

(答)

本制度による軽減の対象となる。